

(20.6.24)

本日、ここに6月定例府議会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

ただ今議題となりました第1号議案平成20年度京都府一般会計補正予算ほか15件の案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、第1号議案は、一般会計予算の補正であります。

今回の補正予算につきましては、当初予算の編成以降に生じた緊急課題のうち特に迅速に対応することが必要なものについて、所要の予算を編成させていただいたところであります。

以下、歳出予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

今年度は当初予算におきまして、府民の皆様ができる限り安心して生活ができるよう緊急のセーフティネット構築に最優先に取り組むこととし、その中で中小企業者や農家経営への原油価格高騰対策を講じたところではありますが、昨今の急激な原油価格高騰により、障害者施設が実施する送迎サービスの負担増を考慮した緊急対策を講じることとしております。

また、インターネット上のいじめやトラブルが社会問題化していることから、ネットいじめに関する専用通報窓口の設置をはじめとする緊急対策を講じるほか、「文化財を守り伝える京都府基金」の創設に伴う広報宣伝経費等を計上す

るとともに、中京警察署（仮称）の建設に向け、京都市との合意事項に基づき、元中京庁舎跡地を売却するため、現存する建物を解体し、併せて京都市交通局壬生庁舎跡地の用地取得等に係る債務負担行為を設定することとしております。

以上が、歳出予算の概要であります。この結果、一般会計の補正予算額は、7,800万円となり、補正後の一般会計予算額は、8,224億5,100万円となっております。その財源といたしましては、財産収入等の特定財源が7,000万円、繰入金による一般財源が800万円となっております。

次に、第2号議案から第7号議案までの6件は、いずれも条例の制定等に関する案件であります。

第2号議案及び第4号議案は、関係法律の制定等に伴い、関係条例の規定の整理を行うため、第3号議案は、ふるさと納税制度の創設を契機に、京都を愛する人々から広く寄附金を募り、京都が、そして日本が世界に誇る文化的財産を守るための基金を設置するため、それぞれ条例を制定するものであります。

また、第5号議案は、温泉法等の一部改正に伴い、温泉掘削の許可申請等に係る手数料の額を改正するとともに、准看護師の再教育研修に係る手数料の額を定めるため、第6号議案は、地方税法等の一部改正等に伴い、第7号議案は、関係政令の改正に伴い、それぞれ所要の改正を行うものであります。

次に、第8号議案から第12号議案までの5件は、いずれも契約の締結・変更に係る案件でありまして、府道大山崎大枝線道路新設改良工事の委託契約の締結及び府立医科大学外来診療棟等整備工事の請負契約の変更につきまして、そ

れぞれ議会の議決を得ようとするものであります。

また、第13号議案は、産業廃棄物の処理に係る費用について賠償を求める訴えを提起することにつきまして、第14号議案は、京都府公立大学法人が達成すべき業務運営の目標を定めることにつきまして、第15号議案は、京都府道路公社が行う有料道路の建設許可事項の変更に係る同意につきまして、第16号議案は、再生計画案に基づく株式会社けいはんなに対する敷金返還請求権等の権利放棄につきまして、それぞれ議会の議決を得ようとするものであります。

以上が、ただ今議題となりました議案の概要であります。御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。